

答申番号：令和8年度答申第1号

答申日：令和8年 5月29日

答申書

令和7年8月12日付けで上尾市長から諮問があった「上尾市長が行った令和7年6月6日付け公文書非公開決定処分（上こ家保第277号及び上こ家保第278号）（以下、両処分をあわせて「原処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る事件」について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

原処分のうち、「令和6年度支援経過記録表」と題する電子ファイル（以下「本件対象文書」という。）中の、表題及び各調査項目の題目部分（以下「表題等」という。）を非公開とした部分を取り消し、その余については棄却することが妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は要旨、令和6年度ヤングケアラーに関するアンケート調査の結果及びそのうち家族の世話をしていると回答した児童について、実施機関がヤングケアラーを早期発見するためにどのような分析をしたかが分かる文書、並びに支援が必要なヤングケアラーについて、支援が必要であると判断した経緯が分かる文書を上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に則り公文書の公開請求をした。

それに対し実施機関は、本件対象文書が行政文書であって審査請求人の公開を求める文書であることを前提に、本件対象文書中の氏名、学校、学年欄に記入された回答内容については、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとし、相談希望、連絡先、経過欄に記入された回答内容については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するとし、かつ、非公開情報を除いた部分に有意な情報が記録されていないことを理由に、非公開決定処分を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求に係る非公開決定処分について処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

相談希望、連絡先、経過欄に記入された回答内容については、実施機関が主

張する個人の権利利益を害する情報には該当せず、また、有意な情報が記録されていないという理由で文書の表題等を含めすべてを非公開とすることは不当である。

3 審査請求人の主張

審査請求人はおおむね以下の理由から、本件処分の不当性を主張している。

(1) 調査の回答内容の公開について

実施機関に対し、相談希望、連絡先、経過欄に記入された回答内容についてどのような理由で個人の権利利益を害する情報に該当するのか質問したところ、プライバシーの侵害に当たるとの回答があった。

プライバシーとは、個人の私生活上の情報や秘密が他人に干渉されたり、公開されたりしない権利のことで、氏名、住所、電話番号、生年月日、学歴、職歴、年収等がこれに該当する。

非公開決定処分の通知書で、相談希望、連絡先、経過欄に記入された回答内容については、特定の個人を識別することはできないとしており、個人情報ではないと認めているので、プライバシーの侵害には当たらない。

(2) 表題等の公開について

有意な情報ではないとされるものは、単なる無意味な文字や数字の羅列、他の情報と照らし合わせても知りたい情報とは関連性が全くないものであるが、本件対象文書の表題等はそれらに該当しない。

第4 実施機関の説明の要旨

1 実施機関の主張

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

2 実施機関の説明

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

(1) 調査の回答内容の公開について

支援の記録については、支援に関わる職員のみが知ることを約束したうえで回答を求めたものであり、これらを公開することは個人のプライバシーに関わる権利を侵害するおそれがあるため、非公開が妥当である。

(2) 表題等の公開について

非公開決定処分の通知書内に、本件対象文書の表題等の内容を記載しており、本件対象文書を表題等のみ公開することに有意性はない。

第5 調査審議の経過

令和7年 8月12日 審査庁より諮問
令和7年10月16日 調査審議（1回目）
令和7年10月30日 審査請求人より口頭意見陳述申立書の提出
令和7年11月13日 口頭意見陳述の実施及び調査審議（2回目）
令和8年 1月27日 答申に係る審議
令和8年 4月28日 答申に係る審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書が、審査請求人が公開を求めている行政文書にあたることについては、審査請求書及び弁明書その他審理の全趣旨に照らし、いずれからも争いがないものと認められ、当審査会もこれが審査請求人が公開を求めている行政文書にあたることを認める。

2 本件対象文書の非公開理由について

(1) 調査の回答内容の公開について

ア まず、実施機関は、本件対象文書の調査対象者に対して情報（以下、「調査回答内容」という。）を第三者に公開しないと申し向けて収集した情報であるということを強く強調する。

しかし、条例は、市民の「知る権利」及び市の市民への説明責任を明示し（条例第1条）、かかる目的のために、条例第7条第1項は、例外規定にあたらない限り、公文書の公開を原則としている。そして、条例において、情報提供者に対して市が情報を公開しないことを約したことをもって、直ちに非公開とする旨の条項はない。また、市が第三者に情報を公開しないことを条件に情報を獲得すればこれを公開しなくてよいと解すると、その情報の性質にかかわらず、市が第三者と情報を第三者に明らかにしないと約束すれば情報を公開しなくてよいことになり、条例の趣旨を没却する。さらには、仮に市が第三者に情報を公開しないと約束しても第三者に情報が公開される可能性があるという事態が生じ得るとしても、もとより条例は市の諸活動の説明責任（責務）のために行政文書の原則公開を定め、情報入手先に情報を秘匿する旨を約束したことのみをもって公開しないという条例を定めなかったのであるから、もとより市は、絶対的に第三者に公開されることはないということを約束して情報を取得する余地はないのであって、それを十分に考慮せずに「情報は第三者に公開しない」旨を約束したことによる不利益は市が受けることになってもやむを得ない。

調査回答内容は支援に関わる職員のみが知ることを約束したうえで回答を求めたものを記録したものであることを極めて強調して、公文書の

非公開理由とすることはできない。

イ そのうえで、調査回答内容が、その他の非公開情報（条例第7条各号）にあたるか否かを検討する。

条例第7条各号は、個人を識別することができるものを非公開事由としている。

この「識別」の主体について、情報公開請求をする際に理由や目的が求められていないこと（条例第6条参照。）、公開された情報の用途についても厳格な規定がなく、明確にその公開された情報が第三者にさらに公開されることを直ちには規制されていないこと（条例第4条参照）、条例7条第2号が知る権利と個人のプライバシー権との調整規程であること、プライバシー権が一度侵害されたら容易には回復しがたいという性質を踏まえると、その「識別」の主体については、単に公開請求者や抽象的な一般人ではなく、多少の前提知識がある者にとってプライバシーを侵害する結果になるかどうかを検討すべきである。

さらに、同号にいう「個人に関する情報」は、文言上は個人に関係すれば無限定に広がり得る。しかし、同号は知る権利と個人のプライバシー権との調整規定である。また、プライバシー権が一度侵害されたら容易には回復しがたいという性質がある。そのことに照らすと、「個人に関する情報」にあたるか否かは、情報公開の公益目的と、個人の保護されるべき利益との均衡から決するべきである。

さて、調査回答内容には、「氏名」「学校」「学年」「相談希望」等の標題のもとに、要支援者の支援の経過が記載されている。その記載内容のうち、氏名は直接に個人を特定できる。また、その余の情報は、記述等により特定の個人を識別することができるものを含む。少なくとも、本件対象文書について多少なりとも前提知識がある者がみれば、その情報と突合することによって、対象者を特定し得る内容を含むといえる。

そのうえで、本件対象文書に記載された支援の記録については、当該個人の居住地や親族関係や支援の有無等が明らかになり、その他の経緯から、個人の精神的状況、経済的状況、客観的な家族構成その他の個人にかかる複合的な情報を確認または推知し得る情報を含む。それゆえ、調査回答内容は、対象者の人格的利益にかかわる情報である。そして、その情報は、通常、対象者がそのような必要性や相当性がなければ第三者に知らしめない情報であって、その情報を市が獲得した経緯も、支援に関わる市職員に対して、相手が公務員であって、公的活動に必要な情報であることを前提として、回答を得られたものといえる。さらには、それらの情報について一旦漏洩した場合に、経済面・世帯構成面・名誉感情その他の情報を含むというその情報の複合性から、個人のプライバ

シーに対する侵害の程度は極めて大きい。個人の情報に対する要保護性は大きい。

他方において、ヤングケアラー支援に関する情報は、問題が顕在化しづらい問題であって、市を含む行政機関が積極的に関与・介入していく必要が大きい。その市の積極的な活動を要請される分野であるという意味で、市民としても、市がどのような支援・活動をしているのかを知る必要は大きく、情報公開によって市民の知る権利を充実させる重要性は否定できない。

しかし、もとより、情報公開は行政を適正監視することが目的であるところ、その情報公開によって公法人たる市の適正かつ公益上必要性の高い活動が損なわれてはならない。かかる趣旨は条例7条第5号乃至第7号にも現れている。

さて、上述のとおり、ヤングケアラーに対する支援は、一般には第三者に知られることを当事者が望まない情報である。しかし、ヤングケアラーの問題というのは、その問題の当事者である児童自身が問題を把握し救済を求めるというのは必ずしも可能ではない。また、一般論としても、ヤングケアラーである児童の周辺にいる者らに問題意識があるとも限らない。そのような状況において、市が、ヤングケアラーに関する問題を把握し、介入し、解決するためには、対象者との信頼関係を構築し、その信頼関係を前提にした範囲での情報の提供を受けることが極めて大事である。仮に聴取内容が第三者に知られ得るとした場合、そのような信頼関係を築くことが難しくなり、ヤングケアラー支援という行政目的そのものの達成が困難になる。そうだとすると、当該情報を公開の対象とすべき公益的要請は、条例の趣旨に照らしても、大きいとは言えない。他方、市の行政監視の観点からは、本件調査回答にあたるものを公開することによるほかに、監視監督の方法がない情報とはいえない。

そうだとすると、本件対象情報は、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができる個人の情報であって、かつ、個人の重大なプライバシーという重大な人格的利益にかかわり、その利益を損なっても情報公開の公益的利益のあるものとはいえないものであるから、条例第7条2号柱書にあたる。

そのほか、審理に現れる一切の事情を斟酌しても、条例第7条第2号ただし書に該当する事由はない。

よって、調査回答内容は、条例第7条第2号にあたり、非公開情報にあたるので、原処分は違法または不当な点はない。

(2) 表題等の公開について

実施機関は、表題及び調査回答内容をひとかたまりの情報と考えたうえで、調査回答内容を除却した場合には有意な情報はないので、その表題部分等も非公開情報にあたりと主張する。

しかし、条例が情報の公開を原則とし、同8条が「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」ときは部分公開をしなければならないと定めていることに照らせば、その公開の要否を検討するにあたっては、合理的に区切られた範囲ごとに本件各号情報該当性についての判断をする必要がある。情報を一体として表題部分までも個人情報にあたりという考えは支持できない。

そのうえで、表題等の公開によってプライバシーを侵害したり、行政目的に支障があるとは考えにくい。実際に、非公開決定処分のお知らせ内に本件対象文書の表題等を記載していることから、公益的観点からも、実施機関も表題等を公開できない理由はないと考えていると認められる。

表題等について、非公開情報はない。

2 原処分の妥当性について

以上のことから本審査会は、表題等のみ原処分を取り消し公開し、その余については棄却することが妥当であると判断する。

答申に関与した委員

上尾市情報公開・個人情報保護審査会

高松 佳子

渡辺 英人

織田 恭央